

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 29 年 7 月 4 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 29 年 7 月 4 日 (火) 午後 3 時 30 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	出
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	欠
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
4	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	出
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	出
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	出
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	副課長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 10 番 中島 弘美 委員 11 番 原武 学 委員

6. 議 事

第 1 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可案件の取消し	2 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 4 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	3 件
第 4 号議案	下限面積 (別段の面積) の設定について	1 件
第 5 号議案	吉野ヶ里町農地移動適正化あっせん事業あっせん基準の変更及び 吉野ヶ里町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正	1 件
第 6 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 7 号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う意見聴取案件	6 件

〔開会 午後 3 時 30 分〕

- **事務局長** 皆さんこんにちは。只今より平成 29 年 7 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんこんにちは。ほとんどの農家の方が田植えを終わられていると思いますが、かなりの水不足が予想されます。今後の雨量が心配です。それでは、よろしくお願い致します。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 7 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、2 番の議事録署名委員の指名を行います。

10 番 中島 弘美 委員、11 番 原武 学 委員、議事録署名をお願い致します。

- **議長** 3 番の議題に入ります。

第 1 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可案件の取消し	2 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 4 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	3 件
第 4 号議案	下限面積（別段の面積）の設定について	1 件
第 5 号議案	吉野ヶ里町農地移動適正化あっせん事業あっせん基準の変更及び 吉野ヶ里町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正	1 件
第 6 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	2 件
第 7 号議案	農業振興地域整備計画の変更申請に伴う意見聴取案件	6 件

以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入ります。農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件について説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。

第 1 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件について説明します。

整理番号 5-1 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性

の低い農地であり、第2種農地と判断されます。転用目的である住宅増築に伴う敷地拡張の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、2ページに位置図、3ページに字図の写し、4ページに土地利用計画図、5・6ページに家屋の平面図、7ページに立面図、を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員お願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 特に問題ないと思います。
- **議長** はい、地元委員としても問題ないということでした。質疑のある方はお願い致します。
- **〇〇最適化推進委員** 区長と生産組合長とも協議しましたが、特に問題ないと思います。
- **議長** はい、地元最適化推進委員としても問題ないということでした。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。
- **議長** それでは、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件の取消しについて説明を求めます。
- **事務局長** 8ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件の取消し 整理番号 取消し-1を朗読。

この案件につきましては、平成29年2月に許可された案件となっております。

申請地の位置等につきましては、9ページに位置図、10ページに字図の写し、11ページに土地利用計画図、12・14ページに立面図、13・15ページに家屋の平面図、16ページに県が交付した許可指令書の写しを添付しております。説明は以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、私の担当地区となりますが、2月に審議した際にも、文化財が出る可能性がある指摘しておりましたが、重要な文化財が出てくる可能性が出てきたため、計画を中止されました。

この案件について何かご質問はありませんか。

〇〇委員どうぞ。

○ 〇〇番（〇〇委員） 今後の取扱いはどうなりますか。

○ 議長 計画中止ですので、何も行われなことになると思います。

○ 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり承認致したいと思えます。

○ 議長 続きまして、整理番号 取消しー2 について説明を求めます。

○ 事務局長 17 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件の取消し 整理番号 取消しー2 を朗読。

この案件につきましては、平成 24 年 5 月に許可された案件となっております。

申請地の位置等につきましては、18・19 ページに位置図、20 ページに字図の写し、

21 ページに土地利用計画図、22～26 ページに断面図、27 ページに家屋の平面図、

27-1 ページに県が交付した許可指令書の写しを添付しております。説明は以上です。

○ 議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり承認致したいと思えます。

○ 議長 続きまして、第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。

○ 事務局長 28 ページをごらんください。

第 3 号議案 農用地利用集積計画集計表（利用権設定関係）について説明します。案件としましては、新規が 1 件で、再設定が 2 件で計の 3 件となっております。田が 10 筆で 21,201 m²となっております。

次に 29 ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積 4,040,744.76 m²、今回解約面積 7,657 m²、今回計画といたしまして 21,201 m²、現在の合計 4,054,288.76 m²となっております。農用地利用集積計画については以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

○ **議長** それでは、第4号議案 下限面積（別段の面積）の設定について説明を求めます。

○ **事務局長** 30 ページをお願いします。

第4号議案 下限面積（別段の面積）の設定についてを朗読。

以上の理由から、現行の下限面積（別段の面積）50 アールの変更は行わないことを提案させていただきます。説明は以上です。

○ **議長** はい。事務局の説明が終わりました。農地法3条に下限面積50 アールと規定されていますが、特段の理由がある場合は変更できることとなっておりますが、事務局から変更は行わないと提案がありました。何かご意見等ありませんか。

ないようでございますので、提案どおり下限面積（別段の面積）は50 アールとしたいと思います。

○ **議長** 続きまして、第5号議案 吉野ヶ里町農地移動適正化あっせん事業あっせん基準の変更及び吉野ヶ里町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について説明をお願いします。

○ **事務局長** 31 ページをごらんください。

第5号議案 吉野ヶ里町農地移動適正化あっせん事業あっせん基準の変更及び吉野ヶ里町農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について説明します。

32 ページをお願いします。最初に、農地移動適正化あっせん事業あっせん基準面積について説明いたします。現行の119 アールを139 アールに改正したいと思っております。

理由としましては、2016.2017 年の吉野ヶ里町水田作付け台帳をもとに算定（経営耕地面積÷農家数）しますと、13,952 m²となりますので、139 アールとしたいと考えております。

33～37 ページの新旧対照表により改正点を説明。説明については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。何かご質疑等はありませんか。○○委員どうぞ。
- **○○番（○○委員）** 現在あっせんを行っている○○の案件は 139 アールという基準が適用されるのですか。
- **事務局** ○○の案件から適用されます。
- **○○番（○○委員）** ○○の案件は農業委員から 3 名のあっせん委員を選任していますが、そのままの 3 名で行うのですか。
- **事務局** そのままの 3 名をお願いします。
- **議長** 他にございませんでしょうか。ないようでございますので、この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。原案どおり承認したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 6 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について 2 名続けて説明をお願いします。
- **事務局長** 45 ページをごらんください。

第 6 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明いたします。46 ページをお願いします。今回は、○○有限会社と○○氏の 2 名から申請が出ております。2 名とも再申請となっております。

詳細につきましては農林課より説明いたします。
- **農林課** 47 ページからの農業経営改善計画認定申請書を朗読。説明は以上です。
- **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。何かご質疑等はありませんか。
- **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。

- **議長** 続きまして、第 7 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件について説明を求めます。

○ **事務局長** 57 ページをごらんください。

第 7 号議案 農業振興地域整備計画の変更申請に伴う振興計画に係る意見聴取案件について説明いたします。58 ページをお願いします。今回は、農用地区域への編入申請として、6 名、7 筆、合計で 28,209 ㎡となっております。

詳細につきましては農林課より説明いたします。

○ **農林課** 59 ページからの農業振興地域整備計画変更（編入）申請書を朗読。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。何かご質疑等はございませんか。

○ **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。異議等がない旨回答したいと思います。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午後 4 時 30 分